

平成28年6月22日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号

フジ日本精糖株式会社

代表取締役社長 船 越 義 和

第93回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第93回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第93期(自平成27年4月1日
至平成28年3月31日)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第93期(自平成27年4月1日
至平成28年3月31日)計算書類報告の件
- 本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。
なお、変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
(新 設)	(取締役の責任免除)
	<u>第31条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
	<u>2</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。
第 <u>31</u> 条～第 <u>39</u> 条 (条文省略)	第32条～第40条 (現行どおり)
(新 設)	(監査役の責任免除)
	<u>第41条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
	<u>2</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。
第 <u>40</u> 条～第 <u>46</u> 条 (条文省略)	第 <u>42</u> 条～第 <u>48</u> 条 (現行どおり)

第2号議案 取締役7名選任の件

本件は、原案どおり舩越義和、高梨繁憲、櫻田誠司、櫻田礎久、佐塚眞弘、市村由昭、村上光廣の各氏が再選され、それぞれ就任いたしました。なお、市村由昭、村上光廣の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

本件は、原案どおり内藤健雄氏が再選され、新たに福田 弘、北尾孝司の両氏が選任され、それぞれ就任いたしました。なお、内藤健雄、北尾孝司の両氏は会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

第4号議案 取締役および監査役に対し退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

本件は、本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任された江口達夫氏および監査役を辞任された高橋宏寿、船戸謙治の両氏に対し、当社の所定の基準により、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役在任期間分は取締役会に、監査役在任期間分は監査役の協議に一任することに承認可決されました。

また、本総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止したことに伴い、重任された取締役7名、監査役1名および在任中の監査役1名に対し、それぞれの就任時から本総会終結の時までの在任中の労に報いるため、当社の所定の基準により、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その贈呈の時期は、取締役および監査役の退任時とし、その具体的金額、贈呈の方法等は取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任することに承認可決されました。

以 上

なお、同日株主総会終了後開催の取締役会において、代表取締役社長に舩越義和氏が選定され、就任いたしました。

また、監査役会の決議により、福田 弘氏が常勤の監査役に選定され、就任いたしました。

配当金のお支払いについて

第93期の期末配当金 1株につき9円は、平成28年6月6日付でお送りいたしました第93回定時株主総会招集ご通知に同封の「期末配当金領収証」により、払渡期間内（平成28年6月7日から平成28年7月6日まで）にお近くのゆうちょ銀行または郵便局の貯金窓口でお受け取りください。

また、口座振込をご指定の方は、すでにお送りいたしました「期末配当金計算書」および「配当金振込先ご確認のご案内」をご確認ください。